相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県秋田市八橋字片田添一九三番地三、最後の住所神奈川県茅ヶ崎市中海岸四丁目二番一九号　被相続人　亡　三浦　淑

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月五日

東京都中央区京橋一―一―一　八重洲ダイビル五階真和総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　相川　裕

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市保土ヶ谷区宮田町二丁目一五二番地、最後の住所横浜市神奈川区羽沢町九八四番地サンハイツ羽沢一棟三〇二号　被相続人　亡　伊東　俊男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月五日

横浜市中区住吉町一丁目二番地スカーフ会館九階

相続財産管理人　弁護士　今井　史郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県相模原市南区上鶴間七丁目八番、最後の住所神奈川県相模原市南区上鶴間七丁目八番一―五一〇号　被相続人　亡　濱崎　榮藏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月五日

神奈川県相模原市南区相模大野三丁目一六番一五号相模大野スカイビル六階

相続財産管理人　弁護士　夏目　修司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県三条市月岡四丁目二三三一番地、最後の住所新潟県三条市月岡四丁目三四番二三号　被相続人　亡　藤田　行男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月五日

事務所新潟市中央区西堀通四番町二五九番五八　西堀青藍館三〇一号

相続財産管理人　弁護士　藤田　善六

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県津市南丸之内二〇〇一番地一、最後の住所三重県津市安濃町内多二〇一三番地八　被相続人　亡　古田島忠博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月五日

三重県津市栄町二丁目四六六番地

相続財産管理人　弁護士　楠井　嘉行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県名張市富貴ヶ丘六番町二三三番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　安藝　惠司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月五日

三重県津市栄町二丁目四六六番地

相続財産管理人　弁護士　楠井　嘉行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県津市南丸之内二〇〇一番地一、最後の住所三重県津市愛宕町一四一番地　被相続人　亡　田中　義明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月五日

三重県津市栄町二丁目四六六番地

相続財産管理人　弁護士　楠井　嘉行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府高石市綾園六丁目二〇番、最後の住所大阪府高石市綾園六丁目二〇番三五号　被相続人　亡　今川　章

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月五日

大阪府堺市堺区中瓦町一丁四番二七号小西ビル六階

相続財産管理人　弁護士　大江　千佳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府堺市堺区少林寺町東二丁四二番地、最後の住所大阪府堺市堺区緑ヶ丘北町四丁二番一―二〇二号　被相続人　亡　川村　喜一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月五日

大阪府堺市堺区中瓦町一丁四番二七号小西ビル六階

相続財産管理人　弁護士　大江　千佳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県薩摩川内市下甑町瀬々野浦一九二番地、最後の住所兵庫県尼崎市西長洲町二丁目一四番三号　被相続人　亡　山下　朗榮

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月五日

兵庫県尼崎市潮江一丁目八―一コーポ潮江一一一号

相続財産管理人　弁護士　川口　丹子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市中央区熊内町六丁目三番地一〇、最後の住所神戸市長田区高取山町二丁目二二番六―三〇三号　被相続人　亡　松本千代吉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月五日

事務所神戸市中央区栄町通六丁目一番一七号栄町通佐田野ビル六〇一号

相続財産管理人　弁護士　芝崎　准一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県上益城郡山都町白石六七番地、最後の住所兵庫県伊丹市寺本一丁目一〇四番地一　被相続人　亡　佐藤　止男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月五日

兵庫県伊丹市東野七丁目一〇番地

相続財産管理人　司法書士　来田　泰貴

債務引受に係るお知らせ

政府保証第17回東日本高速道路債券及び東日本高速道路株式会社第28回社債の債権者各位

政府保証第17回東日本高速道路債券及び東日本高速道路株式会社第28回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）につきましては、平成二十九年三月三十一日付で、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が債務引受を行い、東日本高速道路株式会社と連帯して弁済の責めを負うことになり、社債管理者は、右記社債にかかる管理委託契約の関連条項を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承認したことを確認いたしましたのでお知らせいたします。

平成二十九年四月五日

神奈川県横浜市西区高島一丁目一番二号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

理　事　長　勢山　廣直

東京都千代田区霞が関三丁目三番二号

東日本高速道路株式会社

代表取締役社長　廣瀬　博